

庁名 岡山家庭裁判所本庁、支部及び出張所  
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合									
		500円	300円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
成年後見 制度に関する 審判	後見開始	4		15		2		10	3850円		
	保佐開始	6		15		2		10	4850円		
	補助開始	6		15		2		10	4850円		
	任意後見監督人選任	4		15		2		10	3850円		
	成年後見人(保佐人,補助人)選任	3		6		1	2		2250円		
	成年後見監督人(保佐監督人,補助監督人)選任	3		6		1	2		2250円		
	成年後見人(保佐人,補助人)辞任許可	3		6		1	2		2250円		
	成年被後見人(被保佐人,被補助人)の居住用不動産処分許可			1					110円		
	特別代理人選任(被後見人のための)			10					1100円		
	臨時保佐人選任			10					1100円		
	臨時補助人選任			10					1100円		
	成年後見人(保佐人,補助人)の報酬付与			1					110円		
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2		4					1440円		※嘱託先が複数の場合、嘱託先が1増えるごとに110円を加算
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し・変更			2					220円		※回送を受けている後見人以外の申立ての場合、1220円(500円×2枚、110円×2枚)を加算 ※後見人が複数の場合、後見人が1人増えるごとに1220円(500円×2枚、110円×2枚)を加算 ※嘱託先が複数の場合、嘱託先が1増えるごとに110円を加算
	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可			1					110円		
成年後見人(保佐人,補助人)の解任	3		6		1	2		2250円			
後見等開始の審判の取消	3		6		1	2		2250円			
保佐人(補助人)の代理権付与・補助人の同意権付与	3		6		1	2		2250円			
成年後見人(保佐人,補助人)の辞任許可・選任	5		8		1	2		3470円			
行方不明者に関する 審判	不在者財産管理人選任		3	15		3			2700円		
	不在者の財産管理人の権限外行為許可			1					110円		
	失踪宣告	2		30			10	10	4600円		
親子に関する 審判	未成年後見人選任	2		15				10	2750円		
	子の氏の変更許可			1					110円		
	養子縁組許可			10					1100円		
	死後離縁許可			5					550円		
	特別養子適格の確認	6		15			10	10	4950円		
	特別養子縁組の成立	4		15			10	10	3950円		
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)			10					1100円		
	親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)			4	4	4	8	12	1320円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合									
		500円	300円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
相続に関する審判	相続の放棄の申述			3					330円		※被相続人の死亡（先順位者の相続放棄受理）から3か月以内の申立てで、かつ、印鑑証明書を提出する場合又は裁判所の窓口で本人確認が可能な場合は110円×1枚
	相続の限定承認の申述			3					330円		※申述人が複数の場合、申述人が1人増えるごとに330円（110円×3枚）を加算
	相続の承認又は放棄の期間の伸長			3					330円		
	相続財産清算人の選任			6					660円		
	特別縁故者に対する相続財産分与	2		7		5		10	2120円		
	遺言書の検認			※							※110円×（相続人の数+2）枚
	遺言執行者の選任			10					1100円		
	遺留分放棄の許可			10					1100円		
	遺留分の算定に係る合意の許可	※		※							※110円×（推定相続人の数×2+3）枚、申立人を除く推定相続人1人につき1220円（500円×2枚、110円×2枚）
保護者選任に関する審判	保護者選任			10					1100円		
	保護者の順位の変更及び選任			10					1100円		
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可			5					550円		
	氏の振り仮名の変更許可			5					550円		
	名の変更許可			4					440円		
	名の振り仮名の変更許可			4					440円		
	戸籍訂正許可	2		10			5	5	2250円		
	性別の取扱いの変更	2		15			5	5	2800円		
	就籍許可	2		15			5	5	2800円		
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4		4	4	4	8	12	3320円	4000円	
その他の審判	調停申立ても可能な審判（年金分割の割合を定める審判を除く。）	4		4	4	4	8	12	3320円	4000円	
	その他審判			10					1100円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合									
		500円	300円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
調停事件	夫婦関係調整(円満調整、離婚)、離縁、離婚後の紛争などの一般調停			4	4	4	8	12	1320円	2000円	
	養育費請求、財産分与などの別表第二事件調停(親権者変更を除く。)	4		4	4	4	8	12	3320円	4000円	
	親権者変更			4	4	4	8	12	1320円	2000円	
	協議離婚無効確認、嫡出否認、認知、親子関係不存在確認などの調停(277条審判)	4		4	4	4	8	12	3320円	4000円	
	遺産分割、祭祀財産承継者の指定			※	※	※	※	※			※110円×(相続人の数×5)枚、100円×(相続人の数×4)枚、50円×(相続人の数×4)枚、20円×(相続人の数×4)枚、10円×(相続人の数×10)枚
人事訴訟	人事訴訟	8		8	10	8	10	10	6580円	6000円	※(郵便切手の場合)被告が複数の場合、被告が1人増えるごとに、1220円(500円×2枚、110円×1枚、100円×1枚、10円×1枚)を加算 ※(予納金の場合)被告が1人増えるごとに、1000円を加算
その他手続	間接強制	4		4	4	4	8	12	3320円		
	即時抗告(当事者数1人)	2			5	2	10	10	1900円		※代理人が受任する事件については、当事者の数が複数でも1人として数える。 ※当事者が3人以上の場合、当事者が1人増えるごとに、1800円(500円×2枚、100円×5枚、50円×5枚、10円×5枚)を加算
	同上(当事者数2人)	4			10	5	20	10	3750円		
	同上(後見開始事件)	4			10	10	10	10	3800円		
	執行官に子の引渡しを実施させる決定	4		4	4	4	8	12	3320円		
	第三者の占有する場所での執行の許可			1					110円		
	債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定			1					110円		
	審判前の保全(子の引渡し、子の監護者指定、婚姻費用、養育費など)	4		4	4	4	8	12	3320円		
	審判前の保全(親権者の職務執行停止・職務代行者の選任)	6			16	3		10	4850円		